北名古屋市監査公表第８号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第１２項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

平成３１年３月２２日

北名古屋市監査委員　大　野　眞　一

北名古屋市監査委員　桂　川　将　典

３１北環第１３０号
平成３１年３月１５日

北名古屋市監査委員　大　野　眞　一　様
北名古屋市監査委員　桂　川　将　典　様

北名古屋市長　長　瀬　　保
（公　印　省　略）

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成３１年２月２８日付け３１北監第２３号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第１９９条第１２項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

**＜環境課＞**

1　【指摘事項】

⑴　庶務事務について

ア　環境保全センターにおける作業服の被服貸与について、年度毎には管理されているが、個人毎の貸与履歴が分かるものがなかった。

イ　動物死体処理依頼書の受付について、収受印が押印されていないものがあった。

⑵　補助事業について

住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金について、申請者と住宅所有者が異なる場合は、住宅所有者の承諾を受けている者が補助対象となるが、確認した結果が記録されていないものがあった。

2　【措置状況】

⑴のア　指摘事項については、今後、年度をまたがる場合においても把握できる帳簿を作成しました。

⑴のイ　指摘事項については、今後、漏れのないよう事務処理を適正に行います。

⑵　指摘事項については、確認した結果を記録しました。また、今後申請者と建物所有者が違う場合には、申請時にその他市長が認める書類として、同意書の提出を求めるよう事務処理を適正に行います。

３１北高第　１１３　号
平成３１年３月１１日

北名古屋市監査委員　大　野　眞　一　様
北名古屋市監査委員　桂　川　将　典　様

北名古屋市長　長　瀬　　保
（公　印　省　略）

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成３１年２月２８日付け３１北監第２３号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第１９９条第１２項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

**＜高齢福祉課＞**

１　【指摘事項】

⑴　収入事務について

老人保護措置費負担金について、過年度分収入の調定が年度当初に行われていなかった。

⑵　支出事務について

ア　寝具乾燥サービス事業について、利用決定後は継続的にサービスを提供しているが、定期的に利用者の状況を確認していなかった。また、利用者負担金が平成３０年度から変更されたが、金額変更の決裁及び通知書に変更内容が記載されていなかった。

イ　老人日常生活用具等給付費について、年度末に申請され支給決定したが、用具の納品が翌年度になっているものがあった。

ウ　老人ホーム入所措置における入所継続の要否判定について、入所者の状況に変化がなかったため入所判定委員会は未開催としたが、決裁を受けていなかった。また、入所継続が適当とみなした者について、施設長に報告していなかった。

エ　老人ホーム入所者生活補給金について、本人に支払うべき補給金を養護老人ホームの請求により施設の口座に振り込みしているものがあるが、本人に支給されたか確認していなかった。

オ　介護予防福祉用具購入費負担金について、登録事業者による受領委任払いの申請に申請者の委任日が記入されていないものがあった。

⑶　契約事務について

ア　敬老会記念品の購入について、契約書に委託契約の約款が添付されていた。また、見積合わせの結果び契約の伺いに関する回議書の起案文が、契約締結の報告になっていた。

イ　市民主体型訪問サービス事業について、利用決定通知書に利用者負担金の記載欄がなかった。また、サービス提供実績記録票に事業者名の記入箇所がなく、様式に不備があった。

２　【措置状況】

⑴　指摘事項については、調定を行い決裁を受けました。

⑵のア　指摘事項については、今後、定期的に利用者の状況を確認します。また、利用者の負担金額の変更時には、決裁を受け通知書に変更内容の記載をしま

す。

⑵のイ　指摘事項については、今後、職員に周知し是正します。

⑵のウ　指摘事項については、決裁を受けました。今後、施設長に報告します。

⑵のエ　指摘事項については、施設から本人通帳の写しを受領し、本人への支払い状況を確認します。

⑵のオ　指摘事項については、今後、適正な事務処理を行うよう是正します。

⑶のア　指摘事項については、今後、適正な契約手続及び事務処理を行うよう是正します。

⑶のイ　指摘事項については、今後、要綱を改正します。

３　【監査委員意見】

敬老会記念品について、高齢化率の上昇に伴い対象者や購入金額が増大しており、費用対効果を考え、今後のあり方を敬老祝金と併せて検討されたい。

４　【措置状況】

敬老会の記念品については、市内の物産品等で高齢者に喜んでいただける記念品を考えていますが、他の自治体の状況や費用対効果も考慮しながら敬老祝金と併せて今後も検討していきます。